

雑貨工業品品質表示規程の一部を改正する告示案 新旧対照条文

○雑貨工業品品質表示規程（平成九年十二月一日 通商産業省告示第六百七十二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

		別表第一（第一条関係）		別表第一（第一条関係）	
		正案		現行	
別表第二（第二条関係）	（略）	雑 貨 工 業 品	品質に し 表示すべき事項	雑 貨 工 業 品	品質に し 表示すべき事項
一・二（略）	（略）	洋傘	（略）	洋傘	（略）
		一 傘の生地の組成	（略）	一 傘の生地の組成	（略）
		二 親骨の長さ		二 親骨の長さ	
		三 取扱い上の注意		三 取扱い上の注意（ビーチパラソル及びガーデンパラソルに限る。）	
別表第二（第二条関係）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
一・二（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

三 洋傘

(三) 取扱い上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を

製品の形状又は品質に応じて適切に表示すること。

イ 特に風向きに注意し、強風のときは使用しない旨。ま

た、パラソルから離れるときは傘を閉じる旨（ビーチ・パラソル及びガーデン・パラソルに限る。）。

ロ 中棒に埋めるべき深さの指示標識が施されている場合は、その指示標識いっぱいに地中に埋める旨（ビーチ・パラソル及びガーデン・パラソルに限る。）。

ハ 傘の開閉時及びシャフトの伸縮時には、顔や身体から離して使用する旨（ジャンプ式の折りたたみ傘に限る。）。

ニ 使用方法に関する注意事項。

四 合成洗剤、洗濯用又は台所用の石けん及び住宅用又は家具用の洗浄剤

合成洗剤（界面活性剤又は界面活性剤及び洗浄補助剤その他の添加剤から成り、その主たる洗浄の作用が純石けん分（脂肪酸塩であつて、その含有率が日本工業規格K三三〇四（石けん試験方法）により求められるものをいう。以下同じ。

三 洋傘

(三) 取扱い上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を

表示すること（ビーチ・パラソル及びガーデン・パラソルに限る。）。

イ 特に風向きに注意し、強風のときは使用しない旨。ま

た、パラソルから離れるときは傘を閉じる旨。

ロ 中棒に埋めるべき深さの指示標識が施されている場合は、その指示標識いっぱいに地中に埋める旨。

(新設)

(新設)

四 合成洗剤、洗濯用又は台所用の石けん及び住宅用又は家具用の洗浄剤

合成洗剤（界面活性剤又は界面活性剤及び洗浄補助剤その他の添加剤から成り、その主たる洗浄の作用が純石けん分（脂肪酸塩であつて、その含有率が日本工業規格K三三〇四（石けん試験方法）により求められるものをいう。以下同じ。

）以外の界面活性剤の界面活性作用によるもの（洗濯用に供されるものについては、純石けん分以外の界面活性剤の含有重量が界面活性剤の総含有重量の三十パーセントを超えるものに限り、台所用に供されるものについては、純石けん分以外の界面活性剤の含有重量が界面活性剤の総含有重量の四十パーセントを超えるものに限る。）をいう。）

（二）（略）

（二）成分の表示は、次のイからチまでに掲げるところによること。この場合において、成分の分析の方法が日本工業規格K三三六二（家庭用合成洗剤試験方法）又はK三三〇四（石けん試験方法）に規定されているものについては、当該試験方法によること。

（二）成分の表示は、次のイからチまでに掲げるところによること。この場合において、成分の分析の方法が日本工業規格K三三六二（合成洗剤試験方法）又はK三三〇四（石けん試験方法）に規定されているものについては、当該試験方法によること。

（三）液性の表示に際しては、次の表の上欄に掲げる水素イオン濃度（pH）の区分に応じ、それぞれ同表の下に掲げる液性を示す用語を用いて表示すること。この場合において、水素イオン濃度（pH）の測定は、液状のものについては原液について日本工業規格Z八八〇一（pH測定方法）に定める方法により、液状のもの以外のものについては使用適量を用いた溶液について日本工業規格K三三六二（家庭用合成洗

）以外の界面活性剤の界面活性作用によるもの（洗濯用に供されるものについては、純石けん分以外の界面活性剤の含有重量が界面活性剤の総含有重量の三十パーセントを超えるものに限り、台所用に供されるものについては、純石けん分以外の界面活性剤の含有重量が界面活性剤の総含有重量の四十パーセントを超えるものに限る。）をいう。）

（二）（略）

（二）成分の表示は、次のイからチまでに掲げるところによること。この場合において、成分の分析の方法が日本工業規格K三三六二（合成洗剤試験方法）又はK三三〇四（石けん試験方法）に規定されているものについては、当該試験方法によること。

（三）液性の表示に際しては、次の表の上欄に掲げる水素イオン濃度（pH）の区分に応じ、それぞれ同表の下に掲げる液性を示す用語を用いて表示すること。この場合において、水素イオン濃度（pH）の測定は、液状のものについては原液について日本工業規格Z八八〇一（pH測定方法）に定める方法により、液状のもの以外のものについては使用適量を用いた溶液について日本工業規格K三三六二（合成洗剤試験

剤試験方法) の八・三「pH値」に定める方法により行うものとする。この場合の測定温度は二五度とすること。なお、時の経過により液性が変化するものについては、製造時における液性及び当該変化後における液性を示す用語を用いて表示するとともに、液性の経時変化があるので注意すべき旨を括弧書きで付記すること。

(四) (十一) (略)

別記 塩素ガス発生試験 (酸性タイプ)

(一) (二) (略)

(三) 基準溶液

イ (略)

ロ 調製方法

塩素系基準溶液については、工業用次亜塩素酸ナトリウム水溶液 (次亜塩素酸ナトリウム約十三パーセント、水酸化ナトリウム約〇・三パーセント) を(三)ハと同様の方法で分析し、次亜塩素酸ナトリウム及び水酸化ナトリウムの正確な濃度を得た上で、イオン交換水と試薬特級 (日本工業規格K八五七六) の水酸化ナトリウムを用いて上記塩素系基準溶液の規格に入るように調製する

方法) の八・三「pH値」に定める方法により行うものとする。この場合の測定温度は二五度とすること。なお、時の経過により液性が変化するものについては、製造時における液性及び当該変化後における液性を示す用語を用いて表示するとともに、液性の経時変化があるので注意すべき旨を括弧書きで付記すること。

(四) (十一) (略)

別記 塩素ガス発生試験 (酸性タイプ)

(一) (二) (略)

(三) 基準溶液

イ (略)

ロ 調製方法

塩素系基準溶液については、工業用次亜塩素酸ナトリウム水溶液 (次亜塩素酸ナトリウム約十三パーセント、水酸化ナトリウム約〇・三パーセント) を(三)ハと同様の方法で分析し、次亜塩素酸ナトリウム及び水酸化ナトリウムの正確な濃度を得た上で、イオン交換水と試薬特級 (日本工業規格K八五七六) の水酸化ナトリウムを用いて上記塩素系基準溶液の規格に入るように調製する

ハ (略)
(四)・(五) (略)

洗濯用又は台所用の石けん（界面活性剤又は界面活性剤及び洗浄補助剤その他の添加剤から成り、その主たる洗浄の作用が純石けん分の界面活性作用によるもの（洗濯用の石けんについては、純石けん分の含有重量が界面活性剤の総含有重量の七十パーセント以上のものに限り、台所用の石けんについては、純石けん分の含有重量が界面活性剤の総含有重量の六十パーセント以上のものに限る。）をいう。）

(二) (略)

(二) 成分の表示は、次のイからヌまでに掲げるところによること。この場合において、成分の分析の方法が日本工業規格K三三六二（家庭用合成洗剤試験方法）又はK三三〇四（石けん試験方法）に規定されているものについては、当該試験方法によるところ（成分の含有率は、固形のもの、粉末状のもの及び粒状のもの以外のものについては、製品重量比によって算出すること。）

ハ (略)
(四)・(五) (略)

洗濯用又は台所用の石けん（界面活性剤又は界面活性剤及び洗浄補助剤その他の添加剤から成り、その主たる洗浄の作用が純石けん分の界面活性作用によるもの（洗濯用の石けんについては、純石けん分の含有重量が界面活性剤の総含有重量の七十パーセント以上のものに限り、台所用の石けんについては、純石けん分の含有重量が界面活性剤の総含有重量の六十パーセント以上のものに限る。）をいう。）

(二) (略)

(二) 成分の表示は、次のイからヌまでに掲げるところによること。この場合において、成分の分析の方法が日本工業規格K三三六二（合成洗剤試験方法）又はK三三〇四（石けん試験方法）に規定されているものについては、当該試験方法によるところ（成分の含有率は、固形のもの、粉末状のもの及び粒状のもの以外のものについては、製品重量比によって算出すること。）

イ～ヌ (略)

(三) ～ (十) (略)

住宅用又は家具用の洗浄剤（酸、アルカリ又は酸化剤及び洗浄補助剤その他の添加剤から成り、その主たる洗浄の作用が酸、アルカリ又は酸化剤の化学作用によるものをいう。）

(二) (略)

(二) 成分の表示は、次のイからへまでに掲げるところによること。

イ～ニ (略)

ホ 酸又はアルカリについては、主要なものの種類の名称を示す用語を用いて表示することとし、その用語の次に括弧書きで次の表の上欄に掲げる成分の種類に応じ同表の下欄に掲げる試験方法により算出した当該成分の含有率を付記すること。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、プラス・マイナス一とすること。

成分の種類	成分の試験方法
（略）	純水十ミリリットルに希硫酸（純水 しゅう酸

イ～ヌ (略)

(三) ～ (十) (略)

住宅用又は家具用の洗浄剤（酸、アルカリ又は酸化剤及び洗浄補助剤その他の添加剤から成り、その主たる洗浄の作用が酸、アルカリ又は酸化剤の化学作用によるものをいう。）

(二) (略)

(二) 成分の表示は、次のイからへまでに掲げるところによること。

イ～ニ (略)

ホ 酸又はアルカリについては、主要なものの種類の名称を示す用語を用いて表示することとし、その用語の次に括弧書きで次の表の上欄に掲げる成分の種類に応じ同表の下欄に掲げる試験方法により算出した当該成分の含有率を付記すること。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、プラス・マイナス一とすること。

成分の種類	成分の試験方法
（略）	純水十ミリリットルに希硫酸（純水 しゅう酸

と硫酸 (日本工業規格K八九五一 (硫酸 酸 (試薬)) に定める試薬特級とする 。) とを容積が一対一の割合で混合し たものとする。) 十ミリリットル及び 試料五・〇グラムを加えた溶液につい て〇・〇二モル毎リットルの過マンガ ン酸カリウム溶液を用いて酸化還元滴 定を行い、使用された〇・〇二モル毎 リットルの過マンガン酸カリウム溶液 の所要量に対応するしゅう酸を求めて 含有率を算出する。	(略)	へ (略)	(三) (十三) (略)	別記一 塩素ガス発生試験 (酸性タイプ) (一)・(二) (略) (三) 基準溶液 イ (略)
--	-----	-------	--------------	--

と硫酸 (日本工業規格K八九五一 (硫酸 酸) に定める試薬特級とする。) とを 容積が一対一の割合で混合したものと する。) 十ミリリットル及び試料五・ 〇グラムを加えた溶液について〇・〇 二モル毎リットルの過マンガン酸カリ ウム溶液を用いて酸化還元滴定を行い 、使用された〇・〇二モル毎リットル の過マンガン酸カリウム溶液の所要量 に対応するしゅう酸を求めて含有率を 算出する。	(略)	へ (略)	(三) (十三) (略)	別記一 塩素ガス発生試験 (酸性タイプ) (一)・(二) (略) (三) 基準溶液 イ (略)
---	-----	-------	--------------	--

塩素系基準溶液については、工業用次亜塩素酸ナトリウム水溶液（次亜塩素酸ナトリウム約十三。パーーセント、水酸化ナトリウム約〇・三パーセント）を（三）ハと同様の方法で分析し、次亜塩素酸ナトリウム及び水酸化ナトリウムの正確な濃度を得た上で、イオン交換水と試薬特級（日本工業規格K八五七六）の水酸化ナトリウムを用いて上記塩素系基準溶液の規格に入るよう調製する。

ハ（略）

（四）・（五）（略）

別記二 塩素ガス発生試験（塩素系）

（一）・（二）（略）

（三）基準溶液

イ（略）

ロ調製方法

酸性タイプ基準溶液については、試薬特級（日本工業規格K八一八〇）の塩酸をイオン交換水を用いて上記酸性タイプ基準溶液に入るように調製する。

ハ（略）

（四）・（五）（略）

塩素系基準溶液については、工業用次亜塩素酸ナトリウム水溶液（次亜塩素酸ナトリウム約十三。パーーセント、水酸化ナトリウム約〇・三パーセント）を（三）ハと同様の方法で分析し、次亜塩素酸ナトリウム及び水酸化ナトリウムの正確な濃度を得た上で、イオン交換水と試薬一級（日本工業規格K八五七六）の水酸化ナトリウムを用いて上記塩

素系基準溶液の規格に入るよう調製する。

ハ（略）

（四）・（五）（略）

別記二 塩素ガス発生試験（塩素系）

（一）・（二）（略）

（三）基準溶液

イ（略）

ロ調製方法

酸性タイプ基準溶液については、試薬一級（日本工業規格K八一八〇）の塩酸をイオン交換水を用いて上記酸性タイプ基準溶液に入るように調製する。

ハ（略）

（四）・（五）（略）

五 (略)

六 ウレタンフォームマットレス及びスプリングマットレス
ウレタンフォームマットレス

(一)・(二) (略)

(三) 寸法の表示に際しては、クツション材の厚さ、幅及び長さをミリメートル単位で順次列記することとし、この場合における表示値の誤差の許容範囲は、日本工業規格K六四〇一(耐荷重用軟質ポリウレタンフォーム)の五・三「寸法の許容差」の表四「フォームの長さ及び幅の許容差」及び表五「厚さの許容差」によること。なお、表面が平形以外のクツション材の厚さにおける表示値の誤差の許容範囲は、同規格の表五に示す数値の二倍とすること。また、折りたたむために分割されているクツション材の長さについては、各クツション材の長さの和を表示することとし、この場合における表示値の誤差の許容範囲は、各クツション材の許容範囲の和とすること。

(四) 硬さの表示に際しては、日本工業規格K六四〇〇一二
(軟質発泡材料—物理特性—第二部：硬さ及び圧縮応力—ひずみ特性の求め方) の六・七「D法」(二十五%定圧縮して二

五 (略)

六 ウレタンフォームマットレス及びスプリングマットレス
ウレタンフォームマットレス

(一)・(二) (略)

(三) 寸法の表示に際しては、クツション材の厚さ、幅及び長さをミリメートル単位で順次列記することとし、この場合における表示値の誤差の許容範囲は、日本工業規格K六四〇一(耐荷重用軟質ポリウレタンフォーム)の十「寸法」の表四「フォームの長さ及び幅の許容差」及び表五「厚さの許容差」によること。なお、表面が平形以外のクツション材の厚さにおける表示値の誤差の許容範囲は、同規格の表五に示す数値の二倍とすること。また、折りたたむために分割されているクツション材の長さについては、各クツション材の長さの和を表示することとし、この場合における表示値の誤差の許容範囲は、各クツション材の許容範囲の和とすること。

(四) 硬さの表示に際しては、日本工業規格K六四〇〇一二
(軟質発泡材料—物理特性—第二部：硬さ及び圧縮
たわみ) の六・七「D法」に規定する硬さ試験の測定方法に

十秒後の力を求める方法)」に規定する硬さ試験の測定方法により得た数値をニュートン(重量キログラム)単位で表示することとし、その数値の大きさに応じ次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる用語を括弧書きで付記するものとする。この場合における許容範囲は、その硬さを示す数値に二百ニュートン(二十重量キログラム)を加えたもののプラス・マイナス十パーセントとすること。

(五) ～(九) (略)

七九 (略)

十 いす、腰掛け及び座いす

(二) ～(五) (略)

(六) 取扱い上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示すること。

イ 直射日光又は熱を避ける旨。

ロ 乳幼児の転落の防止に関する注意事項(乳幼児が使用するものに限る。)。

十一～二十七 (略)

二十八 衣料用、台所用又は住宅用の漂白剤

(一) ～(十) (略)

より得た数値をニュートン(重量キログラム)単位で表示することとし、その数値の大きさに応じ次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる用語を括弧書きで付記するものとする。この場合における許容範囲は、その硬さを示す数値に二百ニュートン(二十重量キログラム)を加えたもののプラス・マイナス十パーセントとすること。

(五) ～(九) (略)

七九 (略)

十 いす、腰掛け及び座いす

(二) ～(五) (略)

(六) 取扱い上の注意の表示に際しては、直射日光又は熱を避ける旨を表示すること。

(新設)

十一～二十七 (略)

二十八 衣料用、台所用又は住宅用の漂白剤

(一) ～(十) (略)

別記 塩素ガス発生試験（塩素系）

(二) • (二) (略)

(三) 基準溶液

イ (略)

ロ 調製方法

酸性タイプ基準溶液については、試薬特級（日本工業規格Kハ一八〇）の塩酸をイオン交換水を用いて上記酸性タブ基準溶液に入るように調製する。

ハ (略)

(四) • (五) (略)

二十九 台所用、住宅用又は家具用の磨き剤

クレンザー（研磨材及び界面活性剤その他の添加剤から成り、主として研磨の用に供せられるもの（つや出しの用に供せられるものを除く。）。をいう。）

(二) (略)

(二) 成分の表示に際しては、次のイからチまでに掲げるところによること。この場合において、成分の分析方法が日本工業規格K三三六二（家庭用合成洗剤試験方法）又はK三三〇四〇四（石けん試験方法）に規定されているものについては、当該試

別記 塩素ガス発生試験（塩素系）

(二) • (二) (略)

(三) 基準溶液

イ (略)

ロ 調製方法

酸性タイプ基準溶液については、試薬一級（日本工業規格Kハ一八〇）の塩酸をイオン交換水を用いて上記酸性タブ基準溶液に入るように調製する。

ハ (略)

(四) • (五) (略)

二十九 台所用、住宅用又は家具用の磨き剤

クレンザー（研磨材及び界面活性剤その他の添加剤から成り、主として研磨の用に供せられるもの（つや出しの用に供せられるものを除く。）。をいう。）

(二) (略)

(二) 成分の表示に際しては、次のイからチまでに掲げるところによること。この場合において、成分の分析方法が日本工業規格K三三六二（合成洗剤試験方法）又はK三三〇四（石けん試験方法）に規定されているものについては、当該試

当該試験方法によること。

イ～チ (略)

(三) ～ (十) (略)

別記 塩素ガス発生試験 (塩素系)

(二) ～ (二) (略)

(三) 基準溶液

イ (略)

ロ 調製方法

酸性タイプ基準溶液については、試薬特級 (日本工業規格 Kハ一八〇) の塩酸をイオン交換水を用いて上記酸性タ

イプ基準溶液に入るように調製する。

ハ (略)

(四) ～ (五) (略)

その他の磨き剤 (研磨材、有機溶剤、脂肪酸及び界面活性剤その他の添加剤から成り、つや出し及び研磨の用に供せられるものをいう。)

(二) (略)

(三) 成分の表示に際しては、次のイからへまでに掲げると

験方法によること。

イ～チ (略)

(三) ～ (十) (略)

別記 塩素ガス発生試験 (塩素系)

(二) ～ (二) (略)

(三) 基準溶液

イ (略)

ロ 調製方法

酸性タイプ基準溶液については、試薬一級 (日本工業規格 Kハ一八〇) の塩酸をイオン交換水を用いて上記酸性タ

イプ基準溶液に入るように調製する。

ハ (略)

(四) ～ (五) (略)

その他の磨き剤 (研磨材、有機溶剤、脂肪酸及び界面活性剤その他の添加剤から成り、つや出し及び研磨の用に供せられるものをいう。)

(二) (略)

(三) 成分の表示に際しては、次のイからへまでに掲げると

による」と。

イ 研磨材については、「研磨材」の用語を用いて表示することとし、その用語の次に括弧書きでその含有率を付記すること。この場合において、成分の分析は、日本工業規格K○○六七（化学製品の減量及び残分試験方法）の四・四に規定する試験方法（同規格中四・四・一の操作は、（一）第一法により行う。）で行うものとし、表示値の誤差の許容範囲は、プラス・マイナス三とする」と。

ロ～ヘ（略）
(三) ～(七)（略）
三十（略）

による」と。

イ 研磨材については、「研磨材」の用語を用いて表示することとし、その用語の次に括弧書きでその含有率を付記すること。この場合において、成分の分析は、日本工業規格K○○六七（科学製品の減量及び残分試験方法）の四・四に規定する試験方法（同規格中四・四・一の操作は、（一）第一法により行う。）で行うものとし、表示値の誤差の許容範囲は、プラス・マイナス三とする」と。

ロ～ヘ（略）
(三) ～(七)（略）
三十（略）